

概要版

第3次京田辺市 男女共同参画計画

改訂

2026年（令和8年）3月
京田辺市

1 計画策定の趣旨・背景

京田辺市では、2002年（平成14年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。2010年（平成22年）10月には、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層進めていくため「京田辺市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づいて、2011年（平成23年）3月には「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定し、市民・事業所・市民団体教育に携わる方等との連携・協力の一層の推進を図っています。2016年（平成28年）3月には「女性活躍推進法」の制定などの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次京田辺市男女共同参画計画（改訂版）」（以下、第2次計画という。）を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えています。

現計画である「第3次京田辺市男女共同参画計画」については、第2次計画が2020年度（令和2年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次男女共同参画基本計画や京都府計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ2021年（令和3年）3月に「第3次京田辺市男女共同参画計画」を策定したものです。

2 計画の性格と期間

本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。なお、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にも基づいています。

計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間です。今回、計画策定から5年を経過したことから、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、そして目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行いました。

京田辺市における男女共同参画を取り巻く現状と課題

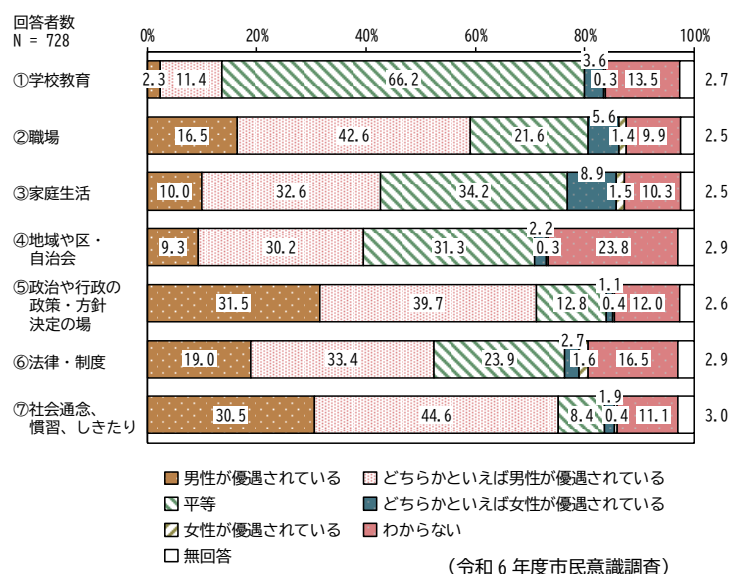
(1) 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

令和6年度市民意識調査によると、家庭での役割分担において、夫も妻もフルタイムで働く家庭でも主として妻が担当している場合が大半を占めています。すべての人が男女共同参画を自分の問題として捉えられるよう、職場や家庭、地域、学校などあらゆる場において、固定的な性別役割分担や一方に不利な慣行や差別的な待遇などを見直し、男女共同参画を促進する意識づくりと学習機会の提供を推進するなど、引き続き改善に取り組んで行く必要があります。

(2) 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

令和6年度市民意識調査によると、女性が職業をもつことに肯定的な意見を持っている人が多く増加しています。ワークライフバランスの実現に向けて、男女の固定的な役割分担意識解消へのさらなる啓発を進め、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境を整備していく必要があります。

男女の平等感



3 計画の枠組み



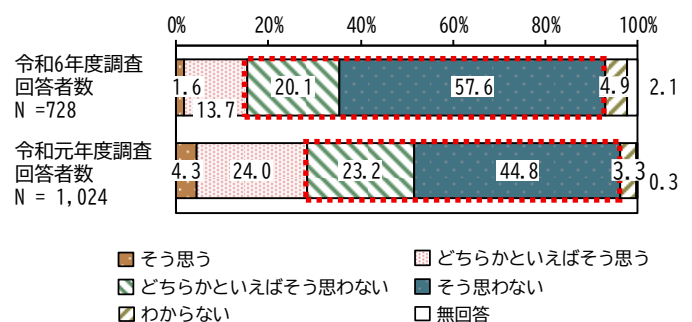
(3) 共に支え合い活躍することができる地域の実現

令和6年度市民意識調査によると、現在参加している地域活動・社会活動については、5割以上の人が「特にない」と回答しており、理由については「仕事で忙しい」が4割近くとなっています。男女が共に地域活動に参画できるよう、情報発信や環境の整備を進めるとともに、仕事と育児や介護の両立、地域活動や自主活動へ参画できるよう各種支援サービスの充実や職場環境の整備が必要です。

(4) 安全・安心で健やかな暮らしの実現

令和6年度市民意識調査によると、『大声でどなる』『交友関係や電話・メールを細かく監視する』といった精神的暴力もDVであるとの認識がやや薄い結果となっています。市民が互いを尊重しながら自立し、支え合う社会づくりを進めていくため、一人ひとりが性に関する正しい知識と認識を持ち、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について感じる割合について



(令和6年度市民意識調査)

基本目標1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

① 広報・啓発の推進

重点取組

- 京たなべ男女共同参画週間事業
- 女性交流支援ルームだよりの発行
- 男女共同参画イベントの支援

② 多様な生き方を認め合う意識の創造

重点取組

- L G B T※の理解のための啓発
- L G B T※への理解促進事業

③ 市職員の人材育成と男女共同参画の視点に立った表現の促進

重点取組

- 職員研修の実施



(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

① 家庭や地域における教育の促進

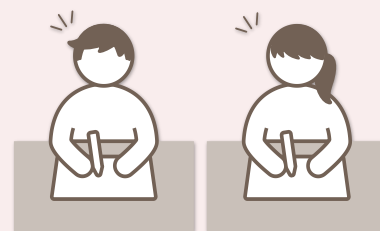
重点取組

- 男女共同参画推進のための講座の開催
- 女性交流支援ルーム（ポケット）講座の開催

② こどもへの教育の推進

重点取組

- 子どもを対象とした男女共同参画推進事業
- 児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進



※LGBTとは：LGBT（Lesbian Gay Bisexual Transgender）

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そしてトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われる。同義の「性的マイノリティ（性的少数者）」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「LGBT」は当事者の立場からの自称に使用される。

◆ 数値目標

評価項目	現状値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度) 調査結果	目標値 (令和12年度)
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	68.0%	77.7%	80%
女性は「ずっと職業を持つほうがよい」と考える人の割合	45.2%	53.8%	60%

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 男女共同参画に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 性別にとらわれず多様な生き方を認め合う視点を持ちましょう。
- 研修会や講演会、講座に参加するなど、社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちましょう。
- 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることがないように心がけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。

基本目標2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現 (女性活躍推進計画)

誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多くみられた職場優先の働き方の見直しを推進し、男性も子育てや介護などの家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努め、企業・事業所の協力を得ながら、家庭と仕事の両立を支援し、安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

(1) 男女がいそいそと働ける就業環境

① 働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発

重点取組

- 男女共同参画推進員の募集・支援
- 男女共同参画推進セミナーの開催
- 男女いそいそ実践セミナーの開催
- 事業所への男女共同参画に関する情報提供

② 就業・起業の支援

重点取組

- 女性の就職・チャレンジ相談
- 女性の就業支援



(2) 男女が共に参画する家庭生活

① ワーク・ライフ・バランスの促進

重点取組

- 男女いそいそ地域セミナーの開催
- 京たなべ男女共同参画週間事業
- 男女共同参画推進のための講座の開催

② 男性の家庭生活への参画促進

重点取組

- 男性の家庭生活向上講座の開催
- パパママセミナーの開催



(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援

① 子育て支援

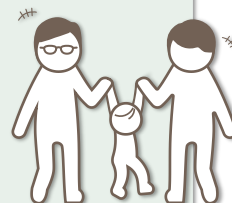
重点取組

- 保育サービスの充実
- 一時的保育事業
- 病児保育事業
- 乳児保育促進事業
- 幼稚園預かり保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 留守家庭児童会の運営

② 介護支援

重点取組

- 家族介護支援事業



◆ 数値目標

評価項目	現状値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度) 調査結果	目標値 (令和12年度)
家事を「夫と妻で同程度分担」している人の割合	17.0%	21.4%	25%
自身が希望する時間の使い方ができている人の割合	60.2%	56.0%	70%

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護などを家族みんなで協力しましょう。
- 身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、関係機関に相談するように勧めましょう。
- 家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 企業や事業所は、ワーク・ライフ・バランスへの取組を進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。

基本目標3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進するとともに、男女が共に地域の一員として、地域活動や社会活動に参加できるよう、活動内容や参加方法等に関する広報や周知を行うなど、参加しやすい環境の整備を行います。

(1) 男女が共に参画することによる地域活性化

① 政策・方針決定過程への女性の参画

- 重点取組**
- 審議会等における女性登用率の向上
 - 男女いきいき地域セミナーの開催
 - 男女いきいき実践セミナーの開催

② 地域活動・市民活動の活性化

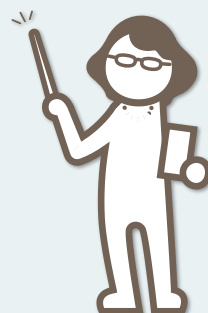
- 重点取組**
- 女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体の活動支援
 - 女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体交流会の開催
 - 市民による主体的な地域課題解決の仕組みづくり

③ 人材発掘とリーダーの育成

- 重点取組**
- 男女共同参画推進員の募集・支援

④ 男女で共に取り組む防災

- 重点取組**
- 防災啓発・訓練の実施



(2) 誰もが社会参加できる環境

① 高齢者・障がいのある人の社会参加支援

- 重点取組**
- 高齢者いきいきポイント事業

② ひとり親家庭への支援

- 重点取組**
- ひとり親への情報提供・相談支援



◆ 数値目標

評価項目	現状値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度) 調査結果	目標値 (令和12年度)
全審議会等における女性委員の割合	33.7%	41.5%	40%
地域活動や社会活動に参加している人の割合	49.3%	41.7%	60%

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 性別に関係なく市政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・方針決定の場に積極的に参加しましょう。
- 自治会など地域における団体の方針の立案や決定に、自身が参加しやすい方法で男女が共に積極的に関わるよう努めましょう。
- 地域の避難所運営訓練などに積極的に参加し、女性や子育て家庭など多様な意見を反映させましょう。
- 年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が社会に参画し、活躍できるよう支援しましょう。
- 介護はみんなの問題としてとらえ、仕事や地域活動と両立できるよう支え合いながら家庭や地域で協力し合いましょう。

基本目標4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

男女が共に充実した生活を送り、社会で活躍するためには、安全で安心して暮らすことができる地域が基盤となります。男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう理解と環境づくりを進めます。

また、暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。あわせて、困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

(1) あらゆる暴力の防止（配偶者暴力防止基本計画）

① DV※等防止のための啓発

- 重点取組** ● デートDV防止のための教育・啓発事業 ● 女性に対する暴力をなくす運動週間事業
● 子どもへの虐待防止事業

② 相談体制の充実と被害者保護の推進

- 重点取組** ● 女性の相談室 ● DV等相談関係機関との連携
● こども家庭センターにおける相談 ● 男性のための相談

③ ハラスメントの防止

- 重点取組** ● 女性の相談室



(2) 困難な問題を抱える女性への支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

① 居場所の提供・相談支援の充実

- 重点取組** ● 女性交流支援ルームポケットひろばの開催 ● 女性の相談室
● こども家庭センターにおける相談 ● 重層的支援体制整備事業

② 関係機関等との連携

- 重点取組** ● 各相談担当課・関係機関等との連携 ● DV等相談関係機関との連携、
● こども家庭センターにおける相談 ● 重層的支援体制整備事業



(3) 生涯を通じた心身の健康

① 妊娠・出産期の健康支援

- 重点取組** ● 妊産婦の健康診査の充実 ● 妊婦歯科健診の充実

② ライフステージに応じた健康づくり

- 重点取組** ● 健康相談・訪問指導・健康教育の推進 ● 健幸パスポート事業



※DVとは：DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者との間でふるわれる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。

◆ 数値目標

評価項目	現状値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度) 調査結果	目標値 (令和12年度)
精神的な暴力等の認知度	63.3%	66.0%	80%
配偶者等や交際相手からの暴力被害者がどこ（だれ）かに相談した割合	36.7%	33.0%	50%

一人ひとりの取組 ～家庭・地域・職場で～

- 暴力や差別など、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- DVやハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、我慢せず、関係機関に相談しましょう。
- DVやハラスメントに限らず、困難な問題を抱えたときはひとりで抱え込まず、安心できる人や相談窓口にご相談しましょう。
- 妊娠中や子育て中で困りごとがある場合や、子どもへの虐待などが心配なときは、こども家庭センターなどの相談窓口を利用しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。
- 年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。
- 生涯を通して健康で暮らすために、自分に合ったスポーツや趣味を持ちましょう。

4 計画の効果的な推進に向けて

1 計画の周知

本計画を広報紙や市のホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて周知するとともに、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組を支援します。

2 市民や関係機関との連携・協力

(1) 男女共同参画審議会での審議

「京田辺市男女共同参画審議会」において、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進に関する重要事項の調査審議を行います。

(2) 市民や事業所・市民団体との連携

市民や地域の市民団体及び事業所とのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。また、男女の自立と共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動への支援に努めます。

(3) 女性交流支援ルームの運営

男女共同参画社会の実現に資する施設である「京田辺市女性交流支援ルーム」では、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実などを進めます。

また、複合型公共施設の整備に向けた取組の中で、男女共同参画を推進する活動拠点としての機能強化を図れるよう検討を進めます。

3 総合調整機能の充実

「京田辺市男女共同参画推進会議」を定期的に行い、市内の広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行うとともに、市内各部署との連携強化を図り、全庁的な取組を推進します。

4 施策の進行管理・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに施策の実施状況について取りまとめ、「京田辺市男女共同参画推進会議」及び「京田辺市男女共同参画審議会」において、課題の整理・検討を行い、その結果を市民に公表します。

第3次京田辺市男女共同参画計画 改訂（概要版）

発行日：2026年（令和8年）3月

編集・発行：京田辺市 市民部 人権啓発推進課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

T E L （0774）64-1336（課直通）

F A X （0774）64-1305